

発展を目指す企業家のための経営指南役

No. 428

平成19年 7月23日(月曜日)

社外重役

Selected Clients & Professionals Relationship

発行)株式会社ノースアイランド
 東京本社)東京都千代田区丸の内3-2-3 富士ビル5F
 Tel.03-3216-2004 Fax.03-3216-0439
 大阪支社)大阪市北区堂島2-1-31 ORIX堂島ビル5F
 Tel.06-4799-2004 Fax.06-4799-0539

人事

幹部育成など女性管理職増 問われる制度の質と本気度

係長、課長、部長と管理職に就く女性社員が徐々に増えている。厚生労働省の06年調査で従業員100人以上の「民間企業・役職者に占める女性の割合」によると、係長級は10%を超え、課長級も5%超、部長級は4%未満で、それぞれ01年以降の伸び率が目立つ。ただし、役員などの経営幹部となると上場企業で女性の割合は1.2%(東洋経済新報社06調査)と低い。外資系企業に始まり航空会社や電気機器、サービス業の一部で話題にはなるもののまだ一握りにすぎない。

全体として女性管理職の伸びが右肩上がりなのは、少子化からくる将来の労働力不足と団塊世代退職による管理職減少という時代的背景がある。制度的には86年の男女雇用機会均等法施行以降に入社した「均等法世代」が管理職候補に育ったことと、その後「仕事と家庭の両立支援制度」(育児介護休業法)も充実したことが増進の両輪に上げられる。

これらの動機があるとはいえ、最近の変化は大手企業が率先して女性幹部を積極的に育成しようとする動きである。改正均等法(07年度施行)の目玉である「間接差別禁止」に合わせ、各社内に女性社員活用のための制度やプロジェクト、推進室などを設けたことが目立つ。一方で、両立支援策といった形(制度)と内容(実行度)のギャップ解消、多様な人材を生かそうとする取り組みの本気度などが真の意味で求められてくることになる。

税務会計

住宅ローン減税の適用者は約85% 中古住宅では要件不適用で約50%

国土交通省が発表した「2006年度住宅市場動向調査」によると、住宅ローンを有する世帯のうち、住宅ローン減税制度の適用を受けた世帯の割合は、注文住宅(979件)の64.4%、分譲住宅(798件)の66.4%とともに約65%を占めたのに対し、中古住宅(385件)の50.4%にとどまった。また、住宅ローンを有する世帯のうち、住宅ローン減税制度の適用を受けた世帯は、注文住宅が85.7%、分譲住宅が86.0%に対し、中古住宅では48.5%だった。中古住宅の場合は、築後20年(耐火建築物は築後25年)以内という制度の適用要件を満たさないものが多く含まれていたと考えられる。

住宅ローン減税制度の適用要件として、築後経過年数がマンション等耐火建築物25年、木造等20年以内という条件があるが、2005年度税制改正において、耐震性を満たす中古住宅については築後経過年数を撤廃。2005年4月1日以降に取得した住宅については、築後経過年数にかかわらず、新耐震基準に適合するものであれば住宅ローン減税制度が適用される。

なお、住宅のタイプ別の資金総額は、注文住宅が4315.5万円、分譲住宅が3703.1万円、中古住宅が2266.0万円。自己資金比率は、注文住宅と中古住宅では約40%に対し、分譲住宅は32.5%。また、住宅ローンを有する世帯の年間支払額は、注文住宅(626件)では128.1万円、分譲住宅(636件)では124.0万円に対し、中古住宅(230件)は101.5万円と少ない。

今週のキーワード

間接差別禁止

改正均等法で新たに盛り込まれた条項。改正は性別を理由とする募集や採用などでの差別を禁止し、より能力本位で仕事ができる環境整備を求めている。例えば採用や昇進時に男女の一方の性に満たしにくい条件を、合理的な理由なしで付加することを禁じるもの。既婚者や育児中の社員は転勤しにくい、昇進入選の際、「転勤経験がある」といった条件付加は違法となる。能力本位を前面に打ち出し、制度改善・見直しを適時行い、透明な人事評価制度の確立が望まれる。